

福崎町吉識雅夫科学賞交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福崎町ゆかりの文化勲章受章者、故吉識雅夫先生の顕彰を図ると共に、子どもたちの自然科学に対する興味、関心、意欲を高めることを目的とし、自然科学分野で優れた研究、観察、作製を行った町立学校児童生徒を表彰するために必要な事項を定める。

(表彰)

第2条 吉識雅夫科学賞は、第4条の審査を経て、審査結果に基づいて小学校低中学年の部、小学校高学年の部、中学校の部からそれぞれ1名もしくは1グループを表彰する。

(対象作品)

第3条 科学賞対象の範囲は、次に掲げるものとする。

- 1 夏の自由研究や年間を通した研究、素朴な疑問を自ら追究したもの

(審査)

第4条 この賞は、「福崎町こども科学展」に展示された前条の対象作品から審査員が選考するものとする。

- 2 審査員は、自然科学の専門知識を有する学識経験者で構成する。

(特別賞)

第5条 教育委員会が前条以外で学校教育または社会教育において自然科学分野での功績が顕著と認めた場合は、これを表彰することができる。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年8月19日から施行する。